

令和4年度答申第64号
令和5年1月26日

諮問番号 令和4年度諮問第67号（令和4年12月23日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項（令和4年法律第12号による改正前のもの。以下同じ。）の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給

することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項（令和4年厚生労働省令第73号による改正前のもの。以下同じ。）は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数に一部のみを受講した日数（1実施日における訓練の部分の2分の1以上に相当する部分を受講した日に限る。）に2分の1を乗じて得た日数を加えた日数（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和4年1月4日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から同年3月31日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、本件訓練について、令和4年1月5日は電車の遅延のために1時限目を欠席し、同月6日、同月12日及び同月14日は通院のためにそれぞれ1日欠席し、同月24日は電車の遅延のために1時限目を欠席し、同月31日は就職活動のために1時限目を欠席し、同年2月3日は新型コロナウイルス感染症の感染の疑いのために1時限目及び2時限目を欠席した。なお、上記の欠席については、それぞれ、審査請求人から証明書類又は申告書が提出されている。

（職業訓練受講給付金支給申請書、遅刻届（令和4年1月5日、同月24日、

同月31日及び同年2月3日に係るもの)、欠席届(令和4年1月6日、同月12日及び同月14日に係るもの)、新型コロナウイルス感染症を理由に
訓練を欠席したことの申告書)

- (3) 審査請求人は、令和4年2月17日、処分庁に対し、同年1月4日から同年2月3日までの給付金支給単位期間(以下「本件支給単位期間」という。)について本件申請をしたところ、処分庁は、同月17日、「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」との理由を付して、本件不支給決定をした。

(職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書)

- (4) 審査請求人は、令和4年4月13日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 本件の審理員は、令和4年10月20日、審査請求人から同年7月15日付けで提出された口頭意見陳述申立書に基づき、本件審査請求に係る口頭意見陳述を実施した。

(口頭意見陳述申立書、口頭意見陳述記録書)

- (6) 審査庁は、令和4年12月23日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件不支給決定の取消しを求める。

- (1) 審査請求人の本件訓練の出席率は、訓練校が作成した出欠管理簿の記載によれば、81.75パーセントであるので、審査請求人は給付金を受給する権利がある。処分庁が、出席率の算定方法の違いにより不支給としたものである。
- (2) 審査請求人は、処分庁から、やむを得ない理由により訓練を欠席する場合であっても訓練の8割以上の出席がなければ給付金は受給できない旨の説明を受けて同意の署名はしたが、出席率の算定方法についての説明は受けたことはなく、処分庁の説明不足である。訓練校も処分庁の算定方法を知らなかった。処分庁は、審査請求人に対して「求職者支援制度・訓練受講のしおり」(以下「しおり」という。)を手渡して出席率の算定方法を説明した旨

主張し、これを裏付けるものとして資料を提出しているが、当該資料は口頭意見陳述の終了後に初めて送付されたものであり、審査請求人は、口頭意見陳述の場では何のことを言っているのか分からず、反論することができなかつたのであるから、憲法31条で定める法定手続の保障を欠いている。また、本件の審理員が当該資料を証拠書類として事実認定をした行為は、刑法（明治40年法律第45号）193条の公務員職権濫用に当たる。

訓練の出席率については、訓練校が算定したように、総訓練時間に対する出席時間の割合と考えるのが普通の考え方であるので、考え方として損失の補填として給付金を支給すべきである。

（審査請求書、反論書、「厚生労働省 口頭意見陳述」と題する書面、審査請求人主張書面）

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。）10042へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「天災その他やむを得ない理由のため（水害、火災、地震、暴風雨雪、暴動、列車遅延、交通事故等）。」、「求人者との面接（採用試験を含む。）又は安定所長が特定求職者の今後の再就職に資するものと判断できるセミナー等を受講するため。」等が規定されており、また、やむを得ない理由で欠席した場合については、求職者支援要領10042トに示されている証明書類を必須の添付書類として求めることが規定されている。

また、認定職業訓練等を受講する特定求職者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の取扱いについては、「求職者支援訓練等を受講する特定求職者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の職業訓練受講給付金に係る取扱いの改正について」（令和3年6月10日付け職発0610第4号厚生労働省職業安定局長通達）（以下「通達」という。）において、「特定求職者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合」、「特定求職者に発熱や咳等の風邪の症状があり、新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合」等の理由により訓練を欠席した場合、当該理由により訓練を欠席した日を訓練に出

席した日とみなすこととし、訓練を欠席した場合の理由の確認は特定求職者の書面による申告書等により確認する旨規定されている。

2 処分庁は、審査請求人に対し、訓練受講開始前の求職者支援制度の説明の際に、給付金の支給要件の一つとして、支給を受けようとする支給単位期間中のすべての実施日の受講が必要であること、ただし「やむを得ない理由」による欠席・遅刻・早退がある場合については、その理由を確認できる証明書類が必要であり、かつ、当該支給単位期間中の訓練実施日数に占める出席日数の割合が8割以上であれば給付金が支給される場合があること等を求職者支援制度についてのしおり等を用いて説明し、審査請求人も署名をするなどして同意している。

3 審査請求人が本件支給単位期間において訓練を欠席した日、欠席した時限（各日の講義時限数はいずれも6時限）及び欠席した理由は、それぞれ以下のとおりである。

- ① 令和4年1月 5日（1時限目） 電車の遅延
- ② 同月 6日（1日） 通院
- ③ 同月12日（1日） 通院
- ④ 同月14日（1日） 通院
- ⑤ 同月24日（1時限目） 電車の遅延
- ⑥ 同月31日（1時限目） 就職活動のため
- ⑦ 2月 3日（1～2時限目） 新型コロナウイルス感染症の感染の疑い

処分庁は、審査請求人から上記の訓練を欠席したいずれの日についても必要な証明書類、申告書等の提出があったことから、求職者支援要領又は通達の規定を満たし、「やむを得ない理由による欠席」又は「出席とみなす」と判断したものである。

一方、審査請求人の本件支給単位期間における訓練の出席率を算定すると、訓練の実施日数は22日、訓練を受講した日数は17日（訓練の一部のみ受講した日を2分の1日出席として受講日数を算定した17.5日の端数を切り捨てた日数）となることから、77.2パーセント（17日／22日）となり、本件支給単位期間における訓練実施日の8割以上の出席があったとは認められない。

4 以上により、本件申請については、求職者支援規則11条に定める給付金の支給要件を欠くことから、処分庁が行った本件不支給決定は正当なもので

あり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について

- (1) 上記第1の2(2)のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている(求職者支援規則11条1項5号本文)。求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、また、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであって、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることからすれば、全ての訓練に出席することが当然に前提とされているものと考えられる。そうすると、給付金の支給要件に定める「認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること」とは、全ての実施日について、プログラムの開始から終了まで受講することを厳格に要求する趣旨であると解される。

ただし、例外として、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めており、受講した日数には、やむを得ない理由により実施日の訓練の一部(2分の1以上)のみ受講した日がある場合は当該一部受講日の日数に2分の1を乗じた日数(端数は切り捨てる。)を加える旨を定めている。

- (2) 本件において、訓練実施日数は22日である。審査請求人が訓練を欠席したのはいずれもやむを得ない理由によるものであるが、受講した日数の訓練実施日数に占める割合は8割に満たない。

すなわち、審査請求人がプログラムの開始から終了まで実際に受講した訓練実施日は15日であり、新型コロナウイルス感染症の感染疑いで一部欠席した日については出席扱いとするとの通達の適用をしても16日である。ほかに、訓練の一部(2分の1以上)のみ受講した日は3日あり、これに2分の1を乗じて端数を切り捨てた日数は1日となるから、受講した日数は17日となる。したがって、訓練実施日数22日のうち17日が受講した日数と

なり、その割合は約7割7分あって、8割に満たない。

したがって、審査請求人は給付金の支給に必要な求職者支援規則11条1項5号の要件を満たしていないので、本件不支給決定に違法不当な点はなく、審査庁の判断は妥当である。

審査請求人は、受講しなかった訓練はやむを得ない理由により受講しなかったもので、受講した時間数は訓練の8割以上である旨主張しているが、上記計算方法は求職者支援規則に定められたものであり、審査請求人の主張は採用できない。

- (3) 審査請求人は出席率の算定方法について説明を受けていなかったと主張するが、審査請求人に交付された求職者支援制度についてのしおりには、訓練の一部を受講した場合の出席日数の算定方法も含め、出席率の算定方法が記載されている。

なお、審査請求人が憲法31条違反、職権濫用があると主張するところは、口頭意見陳述の時に資料の提供を受けていなかったため十分な反論ができなかったので手続に違法があり、かかる資料をもとに事実認定したのは違法であるとの趣旨と解されるが、審査請求人は反論書及び主張書面等を提出することができ（行政不服審査法（平成26年法律第68号）30条1項及び同法76条）、さらに審査請求人の申立てにより口頭で意見を述べる機会が与えられたものであって（同法31条1項）、口頭意見陳述の手続に違法はなく、処分庁が提出した資料を審理員が審理の資料としたことに違法はない。

したがって、審査請求人は給付金の支給に必要な求職者支援規則11条1項5号の要件を満たしていないので、審査庁の判断は妥当である。

3 付言

本件の不支給決定通知書には、支給しない理由として「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」と記載されているが、これまで当審査会の答申において付言で再三指摘してきたように、かかる記載では不支給の理由が「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため」なのか「やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」なのか明確ではなく、理由の記載方法として不適切である。適切な記載を徹底することが求められる。

さらに言うならば、不支給の理由としては、やむを得ない理由による欠席がある場合の受講日数の計算について、求職者支援規則に定められた計算方法と本件での出席日数を示した計算式が理由として不支給決定通知書に記載されているのが望ましく、かかる記載方法についても検討することが求められる。

また、出席要件として必要な出席日数の算定方法は、求職者支援規則に規定されているが、この算定方法の理解を助けるためには親切な説明が求められる。求職者支援制度についてのしおりには、訓練の一部を受講した場合の出席日数の算定が記載されており、具体例を示して説明していることは評価できるが、受講した時間数の訓練実施時間数に占める割合を算定するのでないことがわかる具体例、すなわち、例えば1時限目に遅刻したが1時限目の途中から6時限目まで全て出席していた場合も2分の1出席として取り扱うとすること等発生する可能性が高い具体例も盛り込むことが望ましい。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史